

地域未来投資促進法に基づく「兵庫県明石市基本計画(素案)」及び「準則を定める条例(案)」(概要)に対するパブリックコメント(結果)

1 実施期間

2024(令和6年)年9月1日(日)から9月30日(月)まで

2 提出件数

1人、1件

3 主な意見と市の考え方

意見(要旨)	市の考え方
<p>⑦明石市における経済活動もストックとフローの概念とともに、持続可能な生態系サービスやカーボン・ニュートラルへの対応が求められています。</p> <p>単純計算で、この計画では特定エリアの工場緑地の規制緩和により、500㎡程度の緑地が減少すると推察されます。</p> <p>生物多様性をさらに高め自然環境の再興をめざすネイチャー・ポジティブや30by30の実現が必要な現況に逆行しているようにみえます。</p> <p>緑地が非常に少ない明石市において、グリーンニュートラルかこれ以上の対応が求められるなか、消滅が予想される緑地をどのように確保するのかについて明記すべきです。</p> <p>「明石市版 ネット・ポジティブ・インパクト制度」による緑地確保のためのプランが具体的に明確に示されてはじめて、この条例の本来の効果がみられるものと考えます。</p>	<p>⑦市は緑地面積率を緩和するだけでなく、「明石市工場緑化等に関するガイドライン」を策定し、緑量や樹種を考慮した緑の機能を高めるための取組を企業側に促し、緑の機能低下とならないように取組んでいます。</p> <p>そのため、「兵庫県明石市基本計画(案)」のP7、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」の「(1) 環境の保全」において、企業が開発を行う場合に環境へ配慮すべきこと、並びに、工場の新設や建て替えに際して「明石市工場緑化等に関するガイドライン」を遵守することを明記しています。</p> <p>これらの取組みを通じまして、工場緑地面積率の緩和と併せて、企業による良質な緑地の形成など、工場周辺地域の生活環境との調和等を促進するための取組を推進しており、その一環としまして、兵庫県の県民まちなみ緑化事業を活用して緑化する事業者に対して、明石市においても費用の一部を追加で補助する事業を行っています。</p>